社会福祉法人真砂 役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人真砂(以下「法人」という。)の役員及び評議員等 の報酬及び実費弁償について定めるものとする。

第2条 本規程でいう役員とは、理事・監事等をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表第1の日当相当額を支給する。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表第1の日当相当額を支給する。

第 4 条 理事長が、法人及び施設(法人が設置運営する施設)の運営業務に従事したと きは、別表第 2 により日当を支給する。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表第 2 により日当を支給する。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表第 2 により日当を支給する。

第 5 条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表第 2 により日当を支給する。

2 監事が、法人及び施設の指導監査の立会及び運営状況の指導・監査業務又はその他 理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表第 2 により日 当 を支給する。

第 6 条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 第 2 により日当を支給する。

第7条 苦情解決委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表 第2により日当を支給する。 第8条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決委員がそれぞれの業務のため出張する場合は、旅費を支給する。

2 旅費は、職員の旅費規程に準じて支給する。

第9条 宿泊料の額は別表第3の定額による。

第10条 業務の内容又は、その他特別な理由により、規程の範囲外と理事長が認めた 場合は、特別日当3,000円を支給する。

別表第1

名	称	日当
理 事	会	5,000円
評 議	員 会	5,000円

別表第2

名 称	日 当
理事及び評議員	5,000円
監事	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円
苦情解決委員	3,000円

別表第3

区分	区 域	旅費	宿泊費
市内	市内	実 費	支給しない
市外	近接地内	実 費	15,000円
	準近接地内	実 費	15,000円
県外	その他	実 費	15,000円

附則

この規程は平成4年5月9日から施行する。

第1回改正 平成13年4月1日

第2回改正 平成17年3月28日

第3回改正 平成25年1月21日 ただし、改正後の規則は平成24年4月1日 から適用する。 第4回改正平成28年4月1日第5回改正平成29年1月1日